

Okakenkyo News Letter

2024
12月
856号

岡山県建設業協会 **会報**

- ②協会研修会を開催
- ③地区代表者会議を開催
- ④岡山県下公共工事の動向〈11月分〉
- ⑤建退共だより
- ⑥法律相談コーナー
- ⑦建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑧建設業総合補償制度のご案内
- ⑨岡山県からのお知らせ



最上稲荷[岡山市] (提供：岡山県観光連盟)

協会研修会を開催

去る11月27日（水）岡山プラザホテル5階「延養の間」において、約180名が参加し協会研修会を開催しました。

今回は、昨年6月に可決・成立した第三次の「担い手3法」について、法律を所管している国土交通省中国地方整備局から、建政部、建設産業調整官の原田明典様、企画部、技術開発調整官の濱田靖彦様の両名にお越しいただき、「建設業法の改正について」「品確法等の改正について」と題して、それぞれの法改正のポイント、受注者として留意すべき点等についてご講演をいただきました。

今回の法改正には、「地域の守り手」である「建設業」が持続的に発展する上で極めて重要となる「処遇改善」や「働き方改革」、「生産性向上」の取組が盛り込まれております。お二方には、法改正の内容を分かりやすく解説いただき、業界の将来を左右する重要な示唆をいただくことができ、有益な研修となりました。



地区代表者会議を開催

去る12月3日(火)12時から「ホテルグランヴィア岡山」において地区代表者会議を開催しました。
また、当日は来たる第27回参議院議員通常選挙の比例代表選挙に自民党の公認候補者として建設業界を代表し立候補を予定されている見坂茂範氏にお越しいただき、荒木会長より推薦状をお渡ししました。

地場の建設業に精通されている見坂氏と共に岡山県建設業協会もさらなる隆盛に向かって頑張ります。

見坂茂範氏に推薦状を渡す荒木会長



集合写真



岡山県下公共工事の動向 〈11月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 単月（令和6年11月）

1. 全般の状況

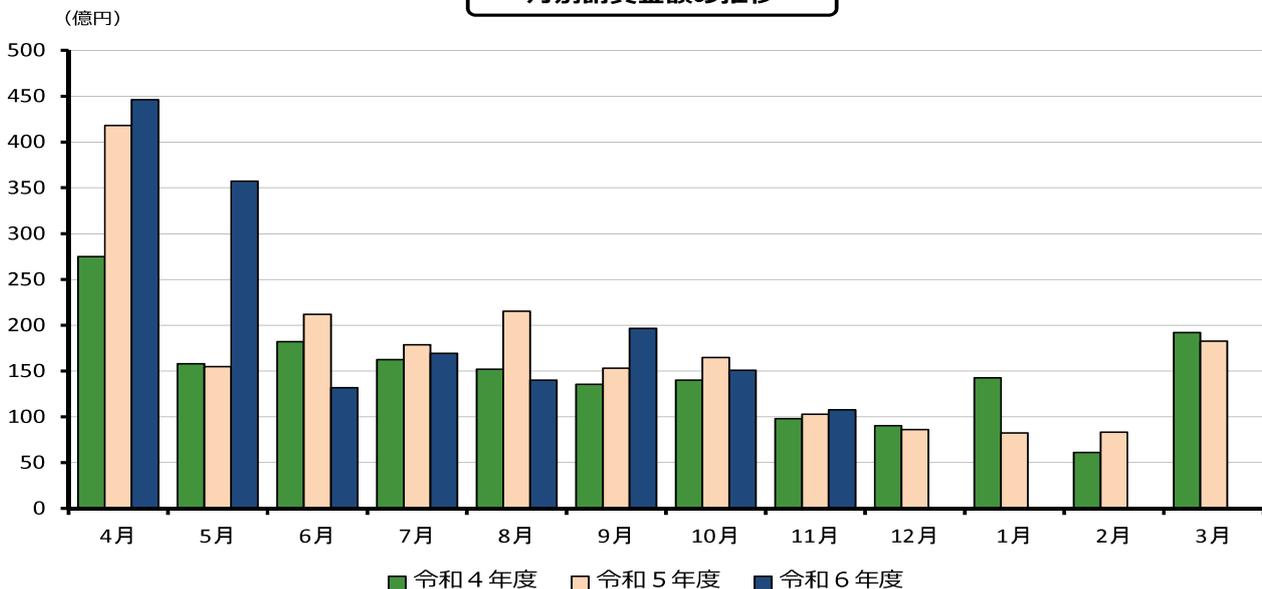
令和6年11月の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比2.6%減（9件減）の334件、請負金額は同4.4%増（4.5億円増）の107億円となった。

これを発注者別の請負金額で見ると、独立行政法人等で33.8%減、その他公共的団体で28.5%減、国で11.2%減、県で7.3%減となったものの、市町村で19.6%増となった。

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率		
			件数	請負金額	件数	請負金額	
発注者別	国	17	1,242	10	▲156	142.9%	▲11.2%
	独立行政法人等	1	11	0	▲5	0.0%	▲33.8%
	岡山県	120	2,833	1	▲222	0.8%	▲7.3%
	市町村	191	6,214	▲21	1,018	▲9.9%	19.6%
	その他公共的団体	5	447	1	▲178	25.0%	▲28.5%
合計	334	10,748	▲9	455	▲2.6%	4.4%	
令和5年度	343	10,293	7	485	2.1%	4.9%	
令和4年度	336	9,808	▲56	▲1,169	▲14.3%	▲10.6%	
令和3年度	392	10,977	▲12	633	▲3.0%	6.1%	
令和2年度	404	10,344	▲82	▲1,578	▲16.9%	▲13.2%	

月別請負金額の推移



Ⅱ. 累計（令和6年4月～令和6年11月）

1. 全般の状況

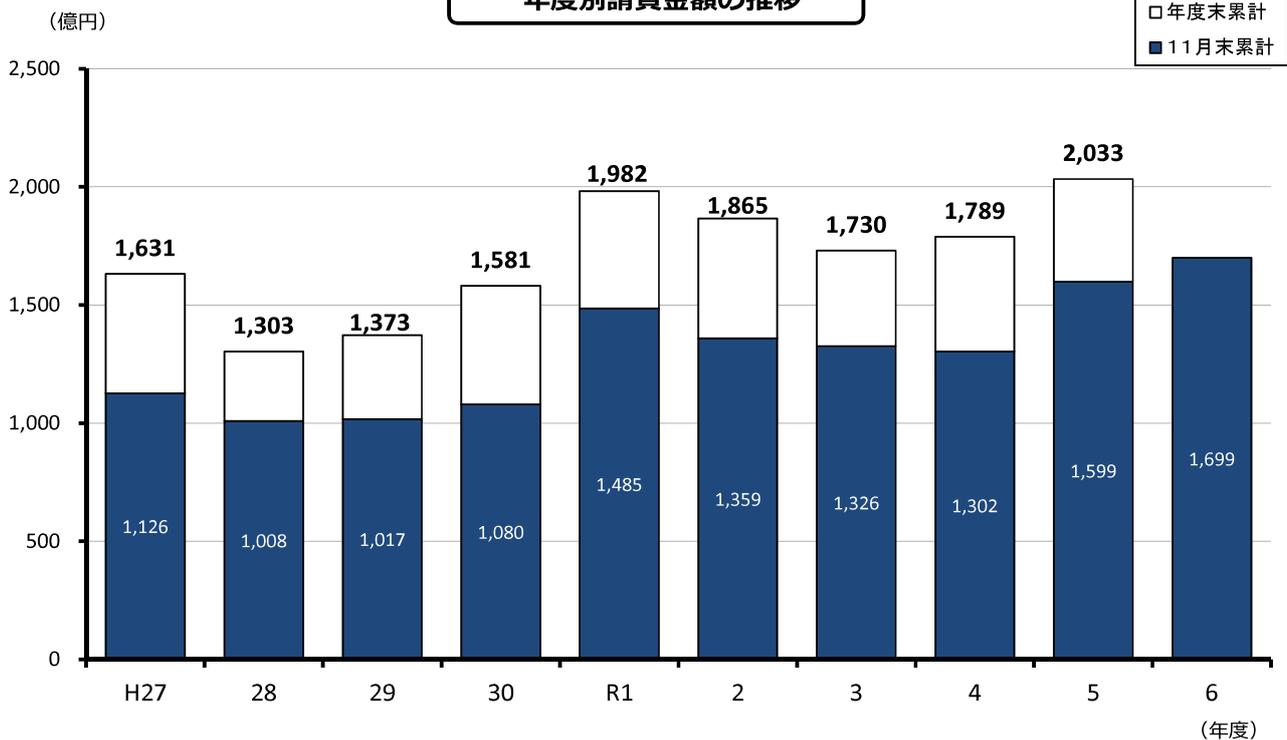
令和6年度（令和6年4月～令和6年11月）の岡山県の公共工事動向を当社の保証取扱からみると、件数は前年同月比0.3%増（10件増）の2,926件、請負金額は同6.2%増（99億円増）の1,699億円となった。

これを発注者別の請負金額で見ると、国で22.8%減、県で14.3%減となったものの、独立行政法人等で65.8%増、その他公共的団体で24.9%増、市町村で12.7%増となった。

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率		
			件数	請負金額	件数	請負金額	
発注者別	国	123	15,810	▲11	▲4,673	▲8.2%	▲22.8%
	独立行政法人等	47	17,001	2	6,746	4.4%	65.8%
	岡山県	1,165	29,445	60	▲4,931	5.4%	▲14.3%
	市町村	1,559	99,724	▲38	11,258	▲2.4%	12.7%
	その他公共的団体	32	7,939	▲3	1,581	▲8.6%	24.9%
合計	2,926	169,920	10	9,981	0.3%	6.2%	
令和5年度	2,916	159,939	82	29,647	2.9%	22.8%	
令和4年度	2,834	130,292	▲172	▲2,309	▲5.7%	▲1.7%	
令和3年度	3,006	132,601	▲69	▲3,338	▲2.2%	▲2.5%	
令和2年度	3,075	135,939	▲630	▲12,652	▲17.0%	▲8.5%	

年度別請負金額の推移



2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位：百万円)

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山地区	64,329	10,076	18.6%	国	8,361	1,941	30.2%
				独法等	3,759	1,877	99.7%
				岡山県	10,134	▲5,693	▲36.0%
				市町村	39,975	12,123	43.5%
				その他	2,098	▲173	▲7.6%
東備地区	8,237	4,021	95.4%	国	452	155	52.4%
				独法等	2,823	2,755	4040.0%
				岡山県	1,530	13	0.9%
				市町村	3,430	1,097	47.0%
				その他	0	0	-
倉敷地区	36,319	▲11,212	▲23.6%	国	2,451	▲4,314	▲63.8%
				独法等	0	▲1,088	-
				岡山県	4,515	▲2,090	▲31.6%
				市町村	28,054	▲3,125	▲10.0%
				その他	1,297	▲593	▲31.4%
井笠地区	16,683	1,140	7.3%	国	3,622	▲2,419	▲40.0%
				独法等	1,230	174	16.6%
				岡山県	2,259	18	0.8%
				市町村	5,312	332	6.7%
				その他	4,257	3,034	248.2%
高梁地区	5,292	1,271	31.6%	国	18	3	22.4%
				独法等	303	228	305.1%
				岡山県	1,027	▲169	▲14.2%
				市町村	3,943	1,489	60.7%
				その他	0	▲280	-
新見地区	4,880	▲178	▲3.5%	国	126	▲67	▲34.7%
				独法等	730	▲143	▲16.4%
				岡山県	1,447	282	24.3%
				市町村	2,428	▲364	▲13.0%
				その他	147	114	345.7%
真庭地区	11,141	795	7.7%	国	36	12	49.5%
				独法等	5,414	500	10.2%
				岡山県	2,401	427	21.7%
				市町村	3,289	▲145	▲4.2%
				その他	0	0	-
津山地区	14,239	3,333	30.6%	国	472	▲161	▲25.5%
				独法等	800	503	169.7%
				岡山県	3,989	2,113	112.7%
				市町村	8,838	1,398	18.8%
				その他	139	▲519	▲78.9%
勝英地区	8,797	733	9.1%	国	267	176	192.5%
				独法等	1,938	1,938	<
				岡山県	2,141	165	8.4%
				市町村	4,450	▲1,547	▲25.8%
				その他	0	0	-
合計	169,920	9,981	6.2%	国	15,810	▲4,673	▲22.8%
				独法等	17,001	6,746	65.8%
				岡山県	29,445	▲4,931	▲14.3%
				市町村	99,724	11,258	12.7%
				その他	7,939	1,581	24.9%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
中小計	2,745	89,547	20	▲2,958	0.7%	▲3.2%
大手計	126	21,731	▲10	▲1,140	▲7.4%	▲5.0%
共同企業体	55	58,641	0	14,080	0.0%	31.6%
合計	2,926	169,920	10	9,981	0.3%	6.2%

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
土木	1,953	75,317	13	▲6,494	0.7%	▲7.9%
建築	283	61,382	31	17,971	12.3%	41.4%
電気	130	9,410	10	2,226	8.3%	31.0%
管	87	9,887	10	5,059	13.0%	104.8%
測量・調査・設計	321	3,869	▲48	▲300	▲13.0%	▲7.2%
その他	152	10,053	▲6	▲8,479	▲3.8%	▲45.8%
合計	2,926	169,920	10	9,981	0.3%	6.2%

積み上げる
未来の安心。

建退共

けんたいきょう

建退共制度の あらまし





この制度は、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金掛金を充当し、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、

国の制度 6^{建退共}つの特長

現場標識(シール)

発注者から工事を受注した場合、現場事務所や工事現場の出入口等の見易い場所に現場標識を掲示してください。電子申請方式を採用した現場用、民間工事でCCUSを活用する現場用の標識もあります。各標識(シール)は建退共支部にて無料で配布しています。



1 安全確実かつ簡単

退職金は国が定めた基準により計算して、確実に支払われます。

4 掛金は損金扱い

事業主が払い込む掛金は、法人企業の場合は損金(法人税法施行令第135条1号)、個人企業の場合は必要経費(所得税法施行令第64条第2項)として全額算入できます。また、元請負人が負担した下請業者の掛金(充当した退職金ポイント及び共済証紙の現物交付)も、工事原価に算入できます。

制度とは

KENTAIKYO

制度です。事業主の方が、建設現場で働く労働者の働いた日数に応じて、建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

2 退職金は企業間を通算して計算

勤め先が変わっても、建退共に加入している企業であれば、退職金を引き継ぐことができます。

3 掛金が一部免除

新たに加入した労働者(被共済者)については、国が掛金の一部(初回交付の共済手帳の50日分)を補助します。

5 経営事項審査で加点

公共工事の入札に参加するための経営事項審査において、建退共制度に加入し適正に履行している場合には、加点評価されます。

6 電子申請で手続き可能

インターネットを利用して掛金を電子的に納付することが可能です。これにより、事業主は共済証紙の購入・貼付・消印および現物管理が不要となります。また労働者への掛金納付について、いつ、どここの事業主で掛金が納められたか確認することが出来るため、掛金納付実態の透明化が図れます。

第174回 メンタルヘルスでの休職時の扱い

●相談内容●

当社では、適応障害を理由に仕事を休みたいという従業員がいたため、当該従業員を休職扱いしました。しかし、その後、従業員に状況を確認しても体調が改善しないと述べるのみで、具体的な症状や、いつ回復する目途かなどかについて話そうともしません。そのため、復職にするか、休職期間満了での退職にするかが決定できませんが、この場合どのようにしたらよいでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

休職制度について

休職制度は業務に従事させることが不能または不適當な場合、一定期間在籍したまま就労義務を免除して、就労させない在職中の特別な扱いをいいます。労働法上義務付けられた制度ではないですが、現在、日本においてほとんどの会社が就業規則上、休職制度を設けています。

休職制度が適用されることによって、従業員としての地位が維持されるため、従業員にとってメリットがあることはもちろんですが、会社としても人材確保、復帰後の生産性向上といったメリットが存在します。

休職及び復職の判断に必要な情報

休職ないし復職を命じるか否か、休職期間満了で退職とするかそれとも休職期間を延長するか、それぞれの判断にあたって精神疾患の有無及びその程度といった医学的な視点が必ず必要になります。そのため、当該従業員のみならず、従業員がかかっている医者意見も必要となってきます。そのため、定期的な聞き取りが必要ですし、その情報なくして従業員の復職の判断をすることはかえって企業にとっても当該従業員にとっても負担を強いることになってしまいます。一方、復職すべき人がそのまま休職の状態になることも、復職できない人にとって望ましくありません。

そのため、いずれにしても、精神疾患の状態を判断するために医師の診断の内容を確認する必要性があります。

聞き取りを行うための方法

そのためにも就業規則上、医師の診断書の提出の義務付け、当該従業員に対して報告を求める内容の規定、医師からの聞き取りをできる旨の規定を定める必要性があります。

このような規定に従い、休職中の従業員に対して業務命令として、医師からの聞き取りの機会を設けさせることが必要となります。

業務命令として行う以上、聞き取りの手続を行うことについて従業員が拒絶した場合には、懲戒処分を行うことを検討することになります。

復職の判断について注意すべき事項

復職にあたって、基本的にはもともと従事していた職場に復帰させることとなります。しかし、仮にもともと従事していた職場が埋まっているがために、復帰させることができない場合において、無条件で解雇することになってしまいます。

職種を制限していない場合は、従前の職種にとらわれることなく、他の職種への復職も検討することなく解雇した場合において、当該解雇が無効と判断されたものがあります。

すなわち、他の職種での復帰ができる場合には、その配置を検討しなければならないということです。そのような事情がないまま解雇をしてしまうことは、後からの争いを生じさせる原因になります。

適した職種に適した状態で復職させられるように、従業員の健康状態について適切に情報を収集して休職制度の適切な運用をしましょう。

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

建設共済保険のよくあるご質問

(年間完成工事高契約の場合)

建設共済保険は、建設業に従事する労働者が業務・通勤災害により死亡したり、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

Q1：加入条件はありますか？

A：国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。現在、全国で約 24,000 社に加入いただいています。

Q2：補償の対象となるのは誰ですか？

A：現場労働者の方です。元請、下請を問わず、無記名で補償されます。また、代表者（保険契約者）も補償されず（従業員 300 人以下の場合）。

※役員、事務職員等の方も追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

Q3：同一事故で多数被災した場合はどうなりますか？

A：同一事故で多数の方が被災した場合や、契約期間中に複数の事故が発生した場合でも、それぞれの被災者に対して保険金をお支払いします。

Q4：元請企業も下請企業も建設共済保険に加入していた場合はどうなりますか？

A：同一現場で元請企業も下請企業も加入していた場合、下請労働者が被災したときはそれぞれに保険金をお支払いします。（一定の限度額があります。）

Q9：経営事項審査において加点されるのですか？

A：申込手続き完了後、共済団から送付される「加入証明書」の写を経営事項審査の申請時に提出いただきますと、労働福祉の状況の中で 15 点加点評価されます。

Q5：企業の費用も補償されるのですか？

A：被災者への補償はもとより、災害発生時に企業が負担される諸費用（例えば、原因調査の費用および安全教育費用、訴訟関係費などの渉外費用、慰謝料、現場停止・指名停止期間の人員費等に充てる費用）も補償します。

Q6：どの程度の保険金区分に加入されていますか？

A：全国の加入者（約 24,000 社）の「55.1%」は 2,000 万円以上の保険金区分に加入されています。
（参考：上乗せされた金額の単純平均額は 2,710 万円 H25～R4 年度 共済団保険金支払い事案の単純平均額）

Q7：掛金が安いと聞きましたが？

A：建設業における自主的な共済保険で、営利事業ではなく低経費で運営しています。また、補償対象を、国の労災保険ではカバーできない慰謝料など追加補償を必要とするケースが多いと考えられる「死亡および障害 1～7 級と傷病 1～3 級」に絞ることで、安い掛金で高額の補償を行えるようになっています。

Q8：掛金は何に基づいて計算されますか？

A：掛金は直前 1 年間の完成工事高に基づいて計算を行います。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

[育英奨学事業]

被災者（死亡および障害・傷病 3 級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

[労働安全衛生推進事業]

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931

その他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4133

検索

低廉な掛け金で工事に起因するリスクを年間包括補償いたします！

建設業総合補償制度のご案内

◆◆ 毎月中途加入も可能です！！ ◆◆

補償制度の特徴

①会員専用の補償制度で保険料が割安

会員向けに開発した補償制度であり
団体のスケールメリットにより
個別加入と比較して低廉な保険料

割安

②年間包括契約方式で加入手続きが簡単

保険期間内の工事全てが補償の対象となり
保険の加入を忘れる心配がありません
(※保険期間の途中からでも加入できます)

簡単

③無料法律相談

補償制度加入者限定のサービスとして
建設業界専門の弁護士による
無料法律相談が受けられます

安心
サポート

④自社所有建機等もカバー

工事補償のオプションとして
自社所有の建機のカバーが可能！！

幅広い

事故に備えて賠償や工事復旧の資力を確保しておくことは、スムーズな事故解決、円滑な工事の遂行のために欠かせません。本補償制度によりリスクを管理しておけば、万が一事故や災害が起きた時でも、その影響を小さくすることができます。この機会にご加入をご検討ください。※詳細は「令和6年度版 建設業総合補償制度パンフレット」をご覧ください。



●お問い合わせ先 一般社団法人岡山県建設業協会
086-225-4133

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

●保険部分のお問い合わせ先および引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山第一支社 岡山市北区幸町 8-22
086-225-0835

●制度幹事代理店
株式会社建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

年末・年始の交通事故防止県民運動

飲んだら乗るな！後悔、先に立たず！

運動期間
令和6年 12/1日
↓
令和7年 1/6日

スローガン
新年へ 無事故のタスキ つなごうよ

重点

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 夕暮れ時・夜間等における交通事故防止とスピードダウンの励行
- 3 高齢者の交通事故防止
- 4 信号機のない横断歩道における歩行者優先等の徹底
- 5 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

年末・年始の

交通事故防止県民運動

5つの重点



重点1 飲酒運転の根絶

- 自転車も含め、飲酒運転は、4(し)ない、3(さ)せない!みんなで飲酒運転を根絶しましょう。

4 しない

- ① 酒を飲んだら運転しない。
- ② 運転するなら酒は飲まない。
- ③ 酒を飲んだ人の車には同乗しない。
- ④ 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしない。

3 させない

- ① 酒を飲んだ人には、車を運転させない。
- ② 酒を飲んだ人には、車を貸さない。
- ③ 運転する人には、酒はすすめない。

- 「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。
- 令和6年11月1日から道路交通法の一部が改正され、自転車の「酒気帯び運転等」の罰則規定が整備されました。



重点4 信号機のない横断歩道における歩行者優先等の徹底

- 運転者は次のことを守りましょう。
 - 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるときは、車両は一時停止しなければなりません。
 - 道路標識や予告標示(ダイヤモンドマーク)に注意して走行しましょう。
- 歩行者は次のことを守りましょう。
 - 横断歩道を利用し、信号を守りましょう。
 - 自動車にアイコンタクトを送る、手を上げるなど、渡ろうとする気持ちを明確に伝えましょう。

しっかり手を上げて
左右確認も忘れずに!



重点2 夕暮れ時・夜間等における交通事故防止とスピードダウンの励行

- 自転車や自動車は、午後4時からライトをつけましょう。
- 対向車や先行車がないときは、自動車のライトはハイビームにして、状況に応じてこまめに切替えましょう。
- 歩行者や自転車は、明るい自立つ色の衣服で、夜光反射材やLEDライトを身につけましょう。
- スピードを落とすことで、事故を未然に防ぎ、事故に遭ったときの被害を軽減することができます。
- 危険が発生した場合でも、安全に停止できるよう、道路状況に応じた速度で運転しましょう。
- カーブの手前では、十分に速度を落としましょう。



重点3 高齢者の交通事故防止

- 道路を歩くときは次のことを守りましょう。
 - 横断歩道を利用し、信号を守りましょう。
 - 横断中も左右の安全確認をしましょう。
 - 斜め横断、車両の直前直後の横断、横断禁止場所の横断はやめましょう。



重点5 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

- 自転車も含め、運転中にスマートフォンや携帯電話を手にかけての通話や画面注視といった「ながら運転」をしてはいけません。
- 「ながら運転」は重大な事故の原因となるため、やめましょう。
- 令和6年11月1日から道路交通法の一部が改正され、自転車の運行中における携帯電話使用等のいわゆる「ながら運転」の罰則規定が整備されました。



令和6年度北方領土問題キャッチコピーの募集 ～みんなのアイデアが力になる～ 入選作品の発表について

独立行政法人北方領土問題対策協会
(令和6年11月6日決定)

全国の皆様から9,422作品のご応募をいただき、11月6日(水)に開催しました選考会において選考した結果、以下のように決定しましたので、お知らせいたします。たくさんのご応募ありがとうございました。

(敬称略)

最 優 秀 賞

今も昔もこれからも北方領土は日本の領土
信 江 史菜子 (岡 山 県)

優 秀 賞

ちょっと四島^{しま}へ行ってくるねと言える日に
舩 田 美 子 (熊 本 県)

四島^{しま}返還 叶える鍵は 和と話と輪
仁井田 京 子 (福 島 県)

教科書に「返還」記す 令和こそ
上 田 悠 馬 (京 都 府)

還らない時間、還るべき島々
密 山 莉 生 (和 歌 山 県)

佳 作

帰らぬまま八十年 風化させない僕らの思い
原 田 怜 (岡 山 県)

よく知ろう みんなで知ろう 四島^{しま}のこと
児 玉 東 洋 (千 葉 県)

還せ四島^{しま}を 帰ろう四島^{しま}に
海 老 柚 葵 (岐 阜 県)

四島^{よんとう}に 今すぐ言わせて 「おかえり」と
峰 木 一 紀 (東 京 都)

一日も 早い返還 四島^{しま}が待つ
尾 家 徳次郎 (三 重 県)

協会日誌

- 6.11. 6 第2回労務費の基準に関するワーキンググループ(東京)
- 6.11.13 暴力追放・銃器根絶運動推進県民大会
- 6.11.15 正副会長会
- 6.11.15 令和7年度建設関係予算確保等の陳情(自民党県議団)
- 6.11.18 CCUS意見交換会
- 6.11.19 全建 全国会長会議(東京)
- 6.11.20 岡山県建築住宅センター(株) 取締役会
- 6.11.27 協会研修会
- 6.11.28 西日本建設業保証(株) 取締役会(大阪)

発行 **一般社団法人 岡山県建設業協会**

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp